

# 利用者のために

## 1 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関して全般的な調査をしたわけではなかった。したがって、これを最初の農業センサスとはいいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査・冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能になり、昭和19年には表式調査に逆もどりし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

戦後、センサス方式の調査としては、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年、このときはじめて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農林業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。また、林業センサスは、昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されている。

今回の2005年農林業センサスは、戦後12回目のセンサスである。

## 2 2005年農林業センサスの概要

### (1) 調査の目的

2005年農林業センサス（以下「調査」という。）は、平成17年を調査年とする農林業センサス（指定統計第26号）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づき諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

### (2) 根拠法規

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）に基づき、指定統計第26号として実施した。

### (3) 調査期日

平成17年2月1日現在

### (4) 調査系統及び方法

調査種類	調査対象	調査系統	調査方法
農林業経営体調査	規定（用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体	農林水産省一県 一市町村一指導員 一調査員 一農林業経営体	調査員が調査客体を訪問し、調査票を配布して調査客体が記入する自計申告調査により行った。
農山村地域調査	すべての市区町村及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農山村地域	農林水産省 一地方農政局等 一農業集落	地方農政局等の職員調査で、市区町村、農業集落に対する面接聞き取り調査により行った。

### 3 用語の解説

#### 農 林 業 経 営 体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積	15 アール
②施設野菜栽培面積	350 平方メートル
③果樹栽培面積	10 アール
④露地花き栽培面積	10 アール
⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

#### 農 林 業 経 営 体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

##### ■個人経営体（農家・林家）

一世帯複数経営は別々に把握。

##### ■法人経営体

法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）。

##### ■非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。 なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。
個人経営体 (農家・林家)	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まない。)
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる。)
農業経営体の うち家族経営	「農業経営体」のうち個人経営体(農家)及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農家	平成17年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
林家	保有山林面積が1ヘクタール以上の世帯をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。

合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
森林組合	森林組合法に基づき組織された組合をいい、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含める。
地方公共団体 ・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営 経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地面積	<p>所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。</p> <p>なお、販売農家、自給的農家及び土地持ち非農家を加えたものをいう。</p>
主副業別分類	<p>農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。</p>
主業農家	<p>農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。</p>
準主業農家	<p>農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。</p>
副業的農家	<p>65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。</p>
農業専従者	<p>調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。</p>
専業農家	<p>世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。</p>
兼業農家	<p>世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。</p>
第1種兼業農家	<p>農業所得を主とする兼業農家をいう。</p>
第2種兼業農家	<p>農業所得を従とする兼業農家をいう。</p>
農業従事者	<p>満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。</p>
農業就業人口	<p>調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業とその他の仕事の両方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。</p>
基幹的農業従事者	<p>農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。</p>

土地持ち非農家世帯	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。
一世帯複数経営	同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。

		仕事への従事状況			
		農業のみに従事	農業とその他の仕事に両方に従事		その他の仕事にのみ従事
			農家が主	その他の仕事の主	
ふだんの主な状態	主に仕事	C			
	主に家事や育児				
	その他	B		A	

#### 4 統計表の見方等

- (1) この結果概要の数値は確定値であり、これまで農林水産省ホームページに掲載してきた概数値及び埼玉県が作成・提供している刊行物等の数値と異なっている場合があるので、利用にあたっては留意すること。
- (2) この確定値の詳細は、農林水産省大臣官房統計部において平成19年3月までに刊行物として公表する。
- (3) 統計表の面積の数値については、単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (4) 統計表中の記号
  - 「×」…………… 1又は2の農家・林家・農林業経営体等に関する数値であり、個々の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所、また、3以上等でも前後の関係から秘匿の数値が判明するため秘匿した箇所（関連秘匿）
  - 「—」…………… 調査は行ったが事実がないもの、または単位に満たないもの
  - 「0」…………… 単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）
  - 「…」…………… 事実不詳または調査を欠くもの